



# 国境を越えるインターネット上の 知的財産侵害への対応に関して

2016年2月8日

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)  
専務理事 後藤健郎

- 1: CODAのオンライン対策について
- 2: 被害実態の現状
- 3: 対策の限界事例のご紹介
- 4: 政府へのご提案



# 1. CODAのオンライン対策について

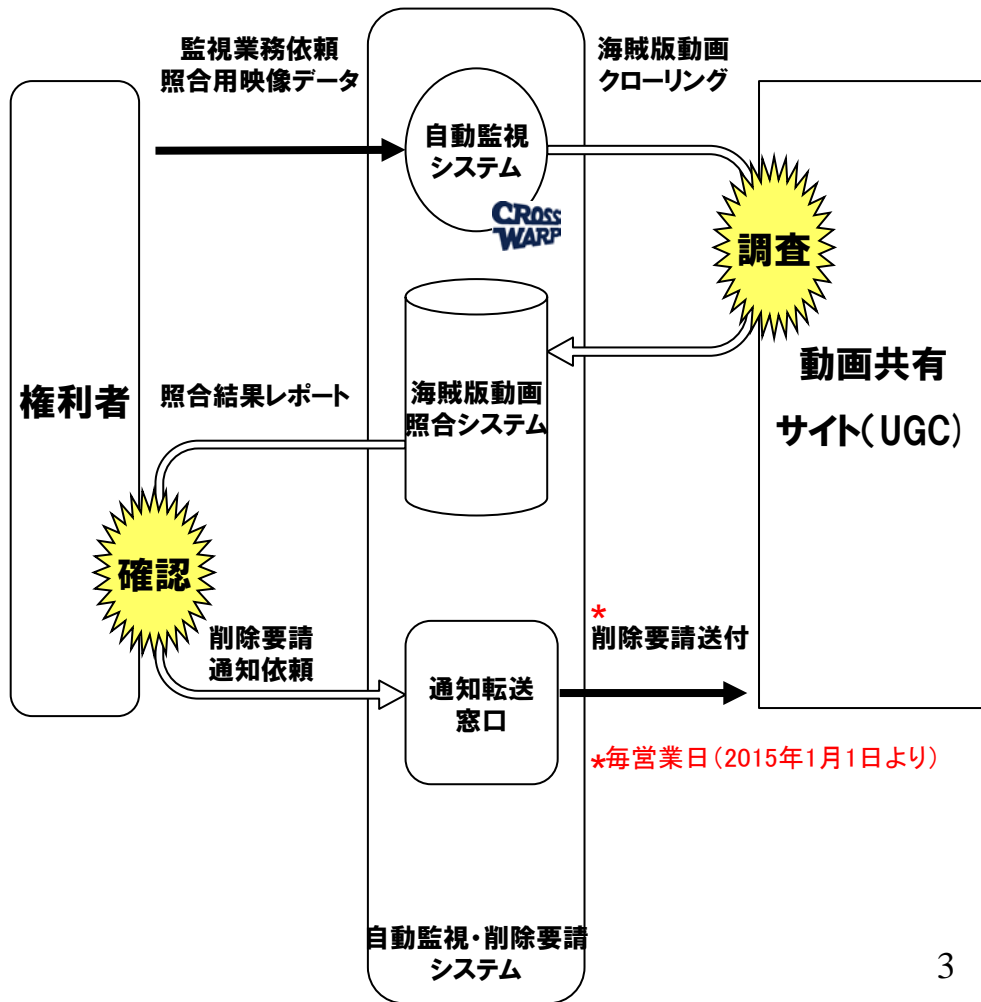
~一定の成果を挙げるが……~



# 1. CODAのオンライン対策



## ・CODA自動コンテンツ監視・削除センター



削除要請通知実績  
(2011年8月～2015年3月31日)

サイト名 <sup>*5</sup>	通知数 <sup>*1</sup>	削除数 <sup>*1</sup>	削除率
youku <sup>*2</sup>	74,071	72,262	97.55%
tudou <sup>*2</sup>	62,960	62,613	99.44%
56 <sup>*2</sup>	8,817	8,654	98.15%
pandora	14,438	13,658	94.59%
ku6 <sup>*2</sup>	17,142	17,138	99.97%
6cn <sup>*3</sup>	23	23	100.00%
pptv	153	143	93.46%
wretch <sup>*3</sup>	135	135	100.00%
letv	617	605	98.05%
tencent <sup>*4</sup>	221	218	98.64%
dailymotion <sup>*4</sup>	5,712	5,369	93.99%
fc2 <sup>*4</sup>	3,241	3,241	100.00%
合計	187,530	184,059	98.15%

- \*1 URL数
- \*2 知的財産の保護と正規流通促進に関するMOUを締結
- \*3 6cn、wretchについては2013年8月より監視対象から除外
- \*4 tencent、dailymotion、fc2については2013年8月より監視対象
- \*5 2015年11月より、bilibili、Acfun、miomio、Nosubを監視対象に追加





## 2. 被害実態の現状

~より早く！より巧妙！より潜在的！  
そして営利目的に進化！！~



### 3. 対策の限界事例のご紹介

～無法状態が蔓延するオンライン環境～



## 4. 政府へのご提案



# 4: 政府へのご提案



## 1: リーチサイトへの対応

違法コンテンツの拡散を助長する目的をもって、著作権・著作隣接権を侵害するコンテンツであることの情を知りながら、当該コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権法改正により同法113条の「みなし侵害」行為とする。

## 2: 国境を越える悪質侵害サイト対策(サイトブロッキングの運用)

日本コンテンツの著作権・著作隣接権を大量に侵害しており、権利者からの削除要請に応じることがなく、かつ権利者にとって有効・適切な法的措置を講じる手段のない海外サイトに対しては、サイトブロッキングを運用する。

## 3: オンライン広告問題

権利侵害動画の配信は、いまや無償の愉快犯ではなく、広告収入を見越した営利目的だと言われている。このため一步間違えれば犯罪者・犯罪組織への資金提供に繋がるオンライン広告の実態について調査し、必要な対策について検討する。